

## 三次市経営継承促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、法第12条に定める農業経営改善計画の認定を受けている農業者（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4に定める青年等就農計画の認定を受けている農業者（以下「認定新規就農者」という。）が、家族（3親等以内の親族をいう。）以外の第三者から農業経営を継承（以下「第三者継承」という。）をする際に必要な施設等の改修等の経費に対して、三次市経営継承促進事業補助金を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 三次市経営継承促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第三者継承をする者（経営を継承して3年以内である者を含む。以下「経営継承者」という。）が第三者継承によって取得した施設、設備の改良若しくは改修事業、又は果樹等の改植に関する事業とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、市内で農業を営む認定農業者又は認定新規就農者であること。
- (2) 経営継承者であること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及びその世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税及び料を完納していること。
- (4) 過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。

### (補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる事業及び補助金額は、別表に掲げるとおりとす

る。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、三次市経営継承促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 見積書
- (3) 事業着手前の現況写真
- (4) 事業実施位置図
- (5) 個人情報閲覧に関する同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、申請者に対して三次市経営継承促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第7条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ三次市経営継承促進事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、三次市経営継承促進事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業完了後速やかに、三次市経営継承促進事業補助金実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第9条 市長は、前条の実績報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、三次市経営継承促進事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金額の確定について、必要に応じ現地において検査するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、遅滞なく三次市経営継承促進事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金は、概算払による交付ができるものとし、申請者は三次市経営継承促進事業補助金概算払請求書（様式第8号）により、その請求を行うものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認められたときは、この限りでない。

(1) 補助金交付の要件に違反した場合

(2) 不正な手段により補助金を受けた場合

(3) 改修等した施設等を転売した場合

(4) 交付決定年度から起算して3年以内に離農した場合

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市経営継承促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助金の交付取消しの通知をするものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(告示失効後の経過措置)

3 第11条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和6年3月27日告示第99号)

この告示は、令和6年3月30日から施行する。

別表（第4条関係）

| 事業内容         | 補助金額等   |
|--------------|---|
| 施設、設備の改良又は改修 | <p>（補助率）</p> <p>事業の実施に要した経費から、消費税及び地方消費税相当額を控除した額の2分の1以内とする。補助金に千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。</p> |
| 果樹等の改植       | <p>（補助上限額）</p> <p>100万円</p>   |